



令和 8 年 8 月 2 7 日

技 術 管 理 課

土木積算システムで作成した設計書の開示請求時の
取扱いの変更について

～歩掛適用年月が令和 8 年 8 月以降となっている設計書から
開示する対象範囲が変更となります～

奈良県県土マネジメント部では、契約後の設計書について開示請求があった場合、以下を除き全て開示してきました。

- ・市販刊行物の引用単価（発刊日から 1 ヶ月未満のもの）
- ・市販刊行物から引用している歩掛の構成内容（数量、構成内容を類推することが可能な金額部分）

この度、土木積算システム用の積算基準データの権利者より、開示請求時の開示範囲について申し立てがあったため、開示範囲を見直し改定いたします。

【改定前】

開示請求時に開示する金入り設計書は、鏡、事業費総括表、内訳書、単価表、諸経費とする。ただし、以下については、非開示とする。

- ・市販刊行物（物価資料）から引用した単価（発刊日から 1 ヶ月未満のもの）
- ・市販刊行物から引用している歩掛の構成内容（数量、構成内容を類推することが可能となる金額部分）

【改訂後】

開示請求時に開示する金入り設計書は、鏡、事業費総括表、内訳書、単価表、諸経費とする。ただし、以下については、非開示とする。

- ・歩掛の入力条件、積算システム内のアルゴリズムに係わる部分
- ・市販刊行物（物価資料）から引用した単価（発刊日から 1 ヶ月未満のもの）
- ・市販刊行物から引用している歩掛の構成内容（数量、構成内容を類推することが可能となる金額部分）

【新たに非開示とした理由】

当該情報を開示することは、積算システム内のデータ構造、体系及び計算ロジック、アルゴリズムが容易に特定され、当該法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

【対象となる設計書】

土木積算システムで作成した設計書のうち、歩掛適用年月が令和8年8月以降となっている令和8年度積算基準を適用した案件

【適用開始日】

本日より適用する。

<問い合わせ先>

奈良県 県土マネジメント部 技術管理課 土木検査・積算情報係

T E L : (代表) 0742-22-1101 (内線 63750、63747)

(直通) 0742-27-7607